

# 南相馬市災害見舞金の支給について

市では、令和4年3月16日福島県沖地震により住家に被害を受けた世帯に、災害見舞金を支給します。申請期限は令和4年6月30日までとなります。

## 1. 被害状況及び見舞金の額

- 全壊・・・1世帯10万円+被災者1人につき2万円
- 大規模半壊、中規模半壊、半壊・・・1世帯5万円+被災者1人につき1万円

## 2. 対象となる方

居宅に「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」のり災認定を受けた世帯  
居住されていなかった場合は対象となりません。また、納屋、店舗等については対象となりません。

## 3. 必要書類等

### 1. 直接来庁し、届出ができる方

- 被災届（必ず世帯主名で届出してください）
- り災証明書
- 口座振込依頼書
- 預金通帳のコピー
- 委任状（世帯主以外の口座に振り込みをする場合）

受付時間は午前9時から午後5時までです  
届出場所は市役所東庁舎1階社会福祉課です

### 2. 遠方に避難されているなど、来庁できない方は郵送で受け付けします。

- 被災届（必ず世帯主名で届出してください）
- り災証明書
- 口座振替依頼書
- 預金通帳のコピー
- 委任状（世帯主以外の口座に振り込みをする場合）

郵送の送付先  
〒975-8686  
南相馬市原町区本町二丁目27番地  
南相馬市社会福祉課 災害見舞金担当 宛て

## 4. 支給方法

被災届の受領後、2週間程度で見舞金をご指定の口座に振り込みます。

り災判定される前に被災届を提出した場合、判定結果が出てから支給となります。り災判定の結果によっては、見舞金の対象とならない場合がありますので、ご了承ください。